

平成28年度 事業計画

～ 理 念 ～

「市民・当事者が主体の福祉のまちづくりを進めます」

目標1) 市民のニーズを広く受けとめ対応します

目標2) 市民一人ひとりが生きる力を高めあう関係づくり

目標3) 市民が創る組織との協働関係を深めます

目標4) 見える社会福祉協議会になります

社 会 福 祉 法 人

大 津 市 社 会 福 祉 協 議 会

平成28年度 社会福祉法人大津市社会福祉協議会 事業計画

1. 重点事業

総務グループ 社会福祉法人制度改革

平成28年度から始まる社会福祉法人制度改革への対応

(1) 会員規程の見直し。学区社会福祉協議会の位置づけの明確化。施設・団体の会員化。

(2) 法人組織（理事会・監事会・評議員会）の見直し

社会福祉法の改正趣旨を踏まえ、法人組織について下記のとおり見直しを行います。また、平成28年度中に定款を変更し、新評議員を選任します。

①理事会の見直し

定数・選出区分・開催回数・運営方法を見直します。

②監事会の見直し

選出区分・監査回数を見直します。

③評議員会の見直し

定数・選出区分・開催回数・運営方法を見直します。

(3) 運営協議会の設立

(4) 社会福祉法人からの相談・支援体制の整備

地域支援グループ 生活支援サービス体制整備事業の受託

平成27年4月の改正介護保険法の施行により、地域支援事業の包括的支援事業の中に、生活支援体制整備事業が創設されました。その中では地域資源の把握やニーズの分析を行うために市全域を活動区域として活動する「生活支援コーディネーター」の配置と、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進する「協議体」の設置が位置づけられています。

(1) 生活支援コーディネーターとは

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、地域において生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすために、市町村ごとに配置する法人または個人のことをいいます。

(2) 市全域の生活支援コーディネーターの主な役割

- ・生活支援、介護予防サービスに関する地域資源、ニーズの把握
- ・生活支援サービスの担い手の発掘、養成
- ・生活支援サービスの提供ができる活動の場の発掘、開発
- ・生活支援サービスの実施情報の提供、周知
- ・その他

(3) 社協がコーディネート業務を担うメリット

① 社協が担う地域福祉事業の業務と共通する部分が多いので、社協の専門性を活かします。

② コーディネートの業務が、地域の各組織への働きかけや連携が必要とされるので、ボランティア団体や地域の諸団体との結びつきが強い社協の利点を活かします。

自立支援グループ 法人後見業務の受任

(1) 成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々は、自身での金銭・財産管理がうまくできない場合が多々あり、そのため時として金銭トラブルや財産を奪われるなどの犯罪に巻き込まれることもあります。判断能力の低下は、契約などの法律行為などができなくなることもあります。このような判断能力が低下した方々が安心して生活できるように保護し、法律行為などを援助する制度として成年後見制度が平成12年4月に創設されたものであり、被後見人の親族、弁護士等が後見人として選任されることが多いです。

(2) 法人後見制度とは

法人後見人とは、自然人（個人）では無く、例えば福祉の事務に関して専門的な知識・能力・体制などを備えた法人を成年後見人等として選任することです。

成年後見人等に選任する法人としては、社協、福祉関係の公益法人・社会福祉法人のほか、成年後見人等の事務を行うことを目的として設立される公益法人・NPO法人等が対象となります。

(3) 社協による法人後見の必要性・意義

社協は、これまで権利擁護事業において、判断能力の不十分な方の権利を守ってきたという経験があり、公共性や社会福祉法人の特質から組織の継続性も高いため、社協が法人で後見人を担うことは、制度への信頼性と安心感を高めるために有効であると考えます。

(意義)

- ①公共的、中立的な法人で信頼性があります。
- ②福祉的なニーズを持つ利用者に対して、他に対応できる後見資源が見当たらないときに、まず率先して対応するという先行補完性が発揮できます。
- ③行政、多様な相談機関、専門家などとのネットワークを作り易く、困難な支援に於いても連携協働性を発揮できます。
- ④地域で総合相談を行い、ニーズの発見機能を持っています。
- ⑤地域社会において必要な支援や見守り体制をつくることができます。

(4) 社協が法人後見をするメリット

- ①継続性→利用者が未だ若年の場合など長期継続可能性のある事案に対応しやすい。
- ②連携性→多様な専門性の発揮（財産管理と身上監護の専門家との連携の体制づくり）
- ③負担の軽減→後見事務担当者の交替が可能で、利用者、後見事務担当者の双方にとっての心理的効果（法人に対する信頼性や事務担当者側の心理的負担感の軽減等）があります。
- ④支援困難ケースへの対応→虐待が疑われたり、親族などからの干渉が激しい事案等。

ボランティアグループ 常設型災害ボランティアセンターの設置

(1) 設置の必要性

社協は、自然災害が発生した場合には、災害ボランティアセンターを設置する必要がある。このことにより、被災地の早期復旧・復興を目指す体制が容易に構築でき、また避難生活が長期化した場合には、避難している住民への生活支援を平常時に行ってきた関係機関との連携により行うことも可能となってきます。

(2) 設置の意義

- ① 日ごろから地域福祉の推進役として地域住民・各種団体とともに連携している。
- ② 民生委員児童委員等とともに地域の見守り活動を実施している。
- ③ 要援護者支援の取り組み、対応を行っている。
- ④ 行政機関と十分に連携を図っている。
- ⑤ 日ごろからボランティアセンターを運営し、様々な団体と協働の実践を行っている。
- ⑥ 全国の社協とネットワークを持っており、人的、物的支援を活用できる。
- ⑦ 復興後の地域づくりの場としての機能が期待される。

(3) 常設型の理由

災害時の被災者支援活動を円滑に進めるには、災害が起こっていない日常から大津市内で活動する各種団体と連携し、ネットワークを構築し、調査、研究、訓練を継続的に行っていなければ、災害時における災害ボランティアセンターの機能が速やかに発揮することが困難なことから、常設型の災害ボランティアセンターを設置する必要がある。

(4) 災害ボランティアセンターの業務（案）

（平時）

- ・災害ボランティア活動の情報の収集及び調査・研究
- ・災害ボランティア活動の広報・啓発
- ・災害ボランティアリーダー及びコーディネーターの育成、研修・訓練の実施
- ・大津市をはじめ関係機関・団体や市民との意見・情報交換及びネットワーク体制の構築
- ・大津市以外で発生した災害における情報収集や情報発信及び必要に応じた支援活動の実施
- ・学区ボランティアセンター設立支援
- ・その他、必要と認められる活動

（災害時）

- ・被害状況の把握及び必要な災害ボランティア活動の内容等の検討
- ・災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達
- ・大津市をはじめとする関係機関や団体との連携体制の構築
- ・災害ボランティアの募集、受け入れ及びコーディネートの実施
- ・災害ボランティアの安全確保
- ・その他、必要と認められる事項

組織全体 第5次地域福祉活動計画の策定

(1) 大津市社会福祉協議会の計画策定の経過

大津市社会福祉協議会では、全国社会福祉協議会の指針等に基づき、ニーズ調査に取り組み、昭和62年に「地域福祉の課題」としてまとめました。こうした課題に対して、具体的な計画を策定するために審議を重ねて、平成元年12月に「大津市における地域福祉の推進計画と活動指針」（第1次地域福祉活動計画）を策定しました。平成10年度には、「大津市における第2次地域福祉活動指針」（第2次地域福祉活動計画）を策定しました。

平成20年度には、「第3次地域福祉活動計画」を策定し、平成25年度は、「第4次地域福祉活動計画」を策定し、平成27年度は、3年目の中間年度になっています。

(2) 大津市の地域福祉計画の経過

大津市では、平成12年の社会福祉法の改正に伴い、平成18年度に「大津市地域福祉計画」（第1次計画）を策定しました。策定については、市社協が受託を受け、市内全学区で「地域福祉を話し合う会」（地域懇談会）を開催し、聞き取り調査なども実施しました。平成23年度には、「第2次大津市地域福祉計画」を策定しました。ヒヤリング調査等は、市社協が委託を受けて実施しました。

平成27年度は、第2次大津市地域福祉計画の4年目になり、評価作業とともに、第3次大津市地域福祉計画の策定に向けて準備を始めています。

(3) 大津市と市社協の計画を一体的に進める背景

大津市の地域福祉計画の策定では、市社協が委託を受けて、地域福祉懇談会やヒヤリング調査等に協力し、計画の事務局会議にも参画してきました。また、大津市の地域福祉計画策定の翌年に市社協の地域福祉活動計画が策定年度を迎えるという流れが続いてきました。

大津市の第2次計画に示された具体的な取り組みの中には、市社協の活動が約6割含まれていることや、平成27年度には、大津市から生活困窮者自立支援事業を市社協が受託するなど、地域福祉関連事業を進める中で、大津市と市社協が連携する場面が多くなっています。

(4) 大津市と市社協の計画を一体的に策定する

そうした経緯を踏まえて、大津市の第3次地域福祉計画と市社協の第5次地域福祉活動計画とを一体的に作成することで、地域福祉の課題に対する行政の役割と住民の主体的な活動を支援する市社協の役割がより整理されることが期待できます。

こうしたことから市社協の第4次計画は、4年計画に見直し、第5次計画の策定を1年早めた平成29年度に行い、市の第3次地域福祉計画とあわせて一体的に策定する方向で進めていきます。

2. 目標と方向性における事業

大津市社協は、第4次地域福祉活動計画において掲げた「市民・当事者が主体の福祉のまちづくりを進めます」の基本理念のもと、4つの目標に沿った活動を展開します。

目標1) 市民のニーズを広く受けとめ対応します

方向性(1) 市民のニーズ把握・対応の充実

- ・ 生活困窮者自立支援制度にかかる事業の実施(受託)
 - 自立相談支援事業
 - 就労準備支援事業
 - 子どもの学習支援事業
 - 寺子屋プロジェクト(長期休暇中等の学習支援)(25学区実施)
 - トワイライトステイ(夕方から夜の居場所づくり)(3~4ヵ所)
- ・ 総合ふれあい相談の実施(市内7ヵ所、各月2回)
- ・ 法外援護及び扶助事業、福祉資金貸付事業、生活福祉資金受託事業の実施
- ・ 福祉用具リサイクル事業の実施(車いす)
- ・ 介護ベッドリサイクル斡旋事業
- ・ 生活支援物資の受け入れと活用(夏と冬の2回呼びかけ)
- ・ 顧問弁護士による相談の実施(月2回)
- ・ 顧問司法書士による家計相談の実施(随時)
- ・ いのちのバトンの推進(年1回のメンテナンス)
- ・ 布団の丸洗いサービス事業の実施(受託)
- ・ 地域包括支援センター職員の派遣(2名から3名へ増員)

方向性(2) 相談受付・対応力のスキルアップ

- ・ 傾聴ボランティア講座の開催(2会場 各40名の参加者)
- ・ 民生委員児童委員を対象にした相談活動セミナーの開催支援(初級セミナー6回100名、中級セミナー4回100名の参加者)
- ・ 本会の窓口アンケートの実施(100名分)
- ・ 総合相談のための職員研修への派遣
- ・ 異分野に学ぶ職員研修の開催(年4回)

方向性(3) ネットワークによる連携の強化

- ・ 民生委員児童委員の活動支援
- ・ 市民生委員児童委員協議会連合会の支援
 - 会長会・理事会・専門部会(6部会が年各2回)・各種研修会の開催支援
- ・ 大津市高齢者等見守りネットワーク事業の推進(事業所等との協力)
- ・ 地域ケア会議の開催支援(随時)

- ・ 大津っ子まつりの推進 (5月15日実施予定)
- ・ 自治連合会、民児協連、共同募金委員会、社協との連絡会議の開催 (8月)
- ・ 相談機関連絡会、同精神保健福祉部会の開催 (年各6回)
- ・ アディクション (依存症) フォーラム実行委員会の運営支援 (フォーラム8月7日開催予定)

方向性(4) コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の充実

- ・ お掃除プロジェクトの実施 (随時)
- ・ 制度のはざまの困りごとの支援 (随時)
- ・ 生活支援コーディネート業務
- ・ 法人後見業務支援

目標2) 市民一人ひとりが生きる力を高めあう関係づくり

方向性(1) 当事者の生きる力を高めるつながりづくり

- ・ 法人後見業務の受任
- ・ 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業) の実施 (約150件の契約)
- ・ ずっと安心事業の検討
- ・ 法人後見を実施するNPO法人「あさがお」との連携
- ・ 権利擁護研究会の開催 (年4回)
- ・ 総合ふれあい相談の実施 (再掲)
- ・ 顧問弁護士による相談の実施 (再掲)
- ・ 顧問司法書士による家計相談の実施 (再掲)
- ・ 生活困窮者自立支援制度にかかる事業の実施 (再掲)
 - 自立相談支援事業
 - 就労準備支援事業
 - 子どもの学習支援事業 (寺子屋プロジェクト、トワイライトステイ)

方向性(2) 市民の福祉意識・人権意識の向上

- ・ 福祉のまちづくり講座への助成 (36学区、10,000名の参加者)
- ・ 社会福祉大会の開催 (11月10日前後の予定)
- ・ 社会福祉士、司法修習生等の実習生の受け入れ (年間15名程度の受入れ)

方向性(3) 多くの市民の参加の促進

- ・ ファミリーサポートセンターの運営
 - まかせて会員、おねがい会員のマッチング
 - ファミサポ講習会・交流会の開催（年11回）
 - ファミサポ説明会（DVD上映）の開催（年6回）
- ・ 学区社協活動の支援
- ・ ボランティアセンターの運営
 - ちよいボラカレッジ（入門講座）の開催（6月から年3回）
 - 傾聴ボランティア養成講座の開催（再掲）
- ・ ボランティア保険加入窓口の設置
- ・ ふれあいフォトコンクールの開催（8月実施予定）
- ・ 民間団体助成金の推進（随時）

方向性(4) 災害時にも強い支援体制づくり

- ・ 常設型災害ボランティアセンターの設置
- ・ 災害時助け合いネットワーク事業にかかる市との協働
- ・ 災害ボランティアセンター設置運営研修会の開催（年1回）
- ・ 大津市総合防災訓練との連携（9月18日 真野北学区予定）
- ・ 災害ボランティア運営委員会の設置・開催（新規）
- ・ 南三陸町社協との友好協定の推進（南三陸町応縁団企画予定）
- ・ 一希一灯会実行委員会への参画
- ・ 災害対策機材整備の強化
- ・ 学区災害ボランティアセンター運営コーディネーター養成研修会の開催

目標3) 市民が創る組織との協働関係を深めます

方向性(1) 学区社協活動の充実

- ・ 学区社協会長会及び研修会の開催（会長会年11回、研修会1月予定）
- ・ 地域福祉活動サミットへの参加（1月予定）
- ・ 学区社協活動の運営の支援（再掲）
- ・ 学区社協育成費・基盤強化費の助成
- ・ 学区社協地域福祉活動計画作成の推進（7学区）
- ・ ブロックごとの社協連絡会の実施（各3～5回）
- ・ 学区社協活動セミナーの開催（7月開催予定）
- ・ ふれあい給食事業の推進（25学区）
- ・ ふれあいサロンの新規育成（10サロン）及びボランティア交流会の実施（8・3月実施予定）
- ・ 福祉委員のあり方の検討

- ・ 歳末たすけあい募金配分事業の推進
- ・ 福祉のまちづくり講座への助成（再掲）
- ・ 学区社協追悼事業への助成（16学区）
- ・ 寺子屋プロジェクト事業の推進（再掲）

方向性(2) 多様な組織・団体との連携の強化

- ・ 生活支援サービス体制整備事業の受託
生活支援コーディネーターの配置
協議体の運営管理
- ・ 滋賀の縁創造実践センターへの参画（企画員、大津圏域、小委員会への参画）
- ・ 障がいを持つ方々を対象とした「えんにち電車」の運行事業の支援（5月28日予定）
- ・ 追悼事業の実施
- ・ 大津市社会福祉協議会顕彰事業
- ・ 牛乳パックリサイクル運動の推進
- ・ 淡海フィランソロピーネット（社会貢献活動団体）への参画
- ・ 滋賀県内避難者の会の運営支援

方向性(3) ボランティアグループやNPOとの連携

- ・ ボランティアグループ、NPO、市民活動センターとの連携
- ・ ボランティアセンター運営委員会の開催（年4回）
- ・ ボランティアグループ連絡会の開催（年2回）
- ・ ボランティア基金管理運営委員会の開催（年3回）

目標4) 見える社会福祉協議会になります

方向性(1) 広報の強化

- ・ 募金型自動販売機の設置（市内14か所）
- ・ 広報誌社協ニュースひまわりの発行（年3回回覧、年1回各戸配布）
- ・ ホームページの充実
- ・ 浜大津プロムナードの宣伝の実施（随時）
- ・ キャラクター「ソッタとドウジ」の活用（広報、ホームページ、バッジ等）
- ・ 街頭アンケートの実施（3か所）
- ・ ふれあいフォトコンクールの開催（再掲）

方向性(2) 組織基盤の強化

- ・ 社会福祉法人制度改革の実施
- ・ 賛助会費や寄付金等の自主財源の確保
- ・ 会員規程の見直し
- ・ 理事会、評議員会機能の見直し

方向性(3) 社協の運営への市民参加のしくみづくり

- ・ 第5次地域福祉活動計画の策定
- ・ 理事会、評議員会の開催
- ・ ボランティアセンター運営委員会の開催（再掲）